

令和6年度鳥獣管理の担い手対策事業業務委託仕様書

1 委託する業務名

令和6年度鳥獣管理の担い手対策事業業務委託

2 業務の趣旨・目的

猟友会会員や鳥獣被害対策従事者は高齢者が多く、後継者不足が問題となっており今後、イノシシ・ニホンジカ他、近年目撃及び人身被害が増加しているツキノワグマへの対処が困難になることが予測される。

このことから、鳥獣管理の最初の門戸として、狩猟免許取得者数の増加を目指し、狩猟PR動画の作成及びSNSを活用した周知や、狩猟体験イベントを開催するものである。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。
※下記（1）はイベントに係る内容、（2）～（7）は業務全体に係る内容である。

（1）狩猟体験イベント（仮）開催業務

- ・主 催：富山県自然保護課
- ・日 時：令和6年7月及び12月の年2回開催（狩猟免許試験前に実施）
- ・会 場：自然保護課で調整し、指定
- ・参加者：県内の20～40代の狩猟に興味をもっている人等
- ・参加費を徴収することも可とする（飲食代として2,500円程度）。
- ・移動手段としては、県のマイクロバスを使用することも可とする。
- ・イベントのサポートとして、県職員（2名程度）を派遣することも可とする。

・タイムスケジュール ※下記はあくまで参考で、このとおり行う必要はない。

時 間	内 容
11:00～11:30(30分)	集合及び移動
11:30～12:30(60分)	昼食（ランチミーティング）
12:30～14:00(90分)	移動及び捕獲現場見学
14:00～14:45(45分)	移動及び解体現場見学
14:45～15:15(30分)	質疑応答等
15:15～16:30(75分)	移動及び解散

（業務の概要）

①出演者への謝礼・旅費の支払いその他出演に関すること

- ・講師役のハンターの出演及び解体現場見学の謝礼・旅費として計40,000円を見積もること。（出演10,000円×2回及び見学10,000円×2回）
- ・講師役ハンターへの出演依頼は県が行うが、出演者との企画調整・事前の打合せ、当日の応対等、準備・実施に必要な業務は、県と調整の上、受注者において行うこと。

②進行管理、運営等に関すること

- ・会場使用の依頼は県が行うが、会場との連絡調整や諸手配（支払い含む）を行うこと。
- ・進行台本、会場レイアウト（出演者導線含む）、人員体制、緊急時対応等を含んだ運営マニュアルを作成し、事前に県と協議して承認を得ること。
- ・会場設営（機材（パソコン、映写機器、等）の手配・設置を含む）、参加者受付・案内（参加者配布資料の準備を含む）、会場整理等、イベントの進行に必要な一切の業務を行い、関係者と連携をとりながら円滑な運営を図ること。
- ・県が提供する資料とプログラム等出演者及び参加者に配布すること。
- ・イベントの様子を撮影し、電子データで提出すること。出演者や会場の様子を、プログラムごとに5～10枚程度撮影すること。
- ・来場者にアンケートを実施し、参加者から収集すること。（アンケート項目は県が決定し、アンケートの集計は県が実施する。）
- ・その他企画の実施に必要な準備一切（支払い含む）を行うこと。

③イベントの広報、参加受付に関すること

- ・ターゲットに応じた効果的な広報を企画提案し、実施すること。
- ・イベントは事前申込制とし、申込受付を行うこと。参加希望者には、氏名、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）等を記載させること。
- ・申込受付方法（電話、メール、ウェブサイト等）は提案すること。
- ・申込状況を定期的に県に報告すること。
- ・当日の参加者名簿を取りまとめ、報告すること。名簿には氏名のみを記載し、その他の個人情報に記載しないこと。
- ・申込みに係る電話等での問合せに対応すること。

(2) 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方)

- ・本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

地 域	県下全域（特に、中山間地域に住む人）
対 象	主に 20～40 代の人
価 値 観	・家庭菜園や田畑の鳥獣被害に困っている人 ・昨今のクマ被害で狩猟に興味を持った人 ・アウトドアに興味がある人 上記の条件かつ狩猟免許を所持していない人
訴 求 内 容	狩猟の魅力（楽しさ・ジビエ）や社会的役割、実際に狩猟を始める際の流れ等の認知度向上

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は次に示すとおりとする。

行動変容	狩猟の魅力を認知し、狩猟免許試験を受験すること
------	-------------------------

(ターゲット見直しの提案)

- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

(3) 目標値（K P I）の設定

- ・ 4(1)については参加者数、業務全般については(5)の動画の再生回数を目標値の一つとして、必ず設定すること
- ・ その他本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。
- ・ 設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(4) 受託者による広告運用計画の作成

- ・ 次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

【広告運用計画に盛り込むべき事項】

(ア) 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

(イ) 事業期間を通じた広告の運用方針 カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

A) 広告手法

B) 掲出プラットフォーム (YouTube、Google、Instagram 等)

C) 各広告 (ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等)

D) 各広告 (上記C) の経緯配分のバランス方針

E) 各広告 (上記C) の具体的な運用方法

F) 運用スケジュール (後述 (6) 参照)

(ウ) 情報発信コンテンツ (広告クリエイティブ) の作成方針 (後述 (5) 参照)

(エ) 広告効果の検証及び運用の見直し方法

(オ) 目標設定 (前述 (3) 参照)

(カ) その他必要な事項

(5) 情報発信コンテンツ (広告クリエイティブ) の制作

- ・ ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す動画を制作すること。また、動画の展開素案について、提案書に盛り込むこと。
- ・ ターゲットに向けて、1本以上の動画 (5分程度) 及びダイジェスト版 (30秒程度)

を製作し、以下の内容を盛り込むこと。

内 容	狩猟の魅力（楽しさ・ジビエ）や社会的役割を伝えることをテーマに、以下を収録。 <ul style="list-style-type: none">・実際の狩猟の様子・若手ハンターの活動・ジビエ料理・免許取得までの手続きの流れなど
-----	---

- ・動画の種類（本数、長さ、内容等）は、広告の運用方針に基づき、より効果的なものを提案すること。

（6）広告の運用管理

- ・広告は、ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等の手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。手法等は提案すること。
- ・広告期間は令和7年2月28日（金）までとする。
- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

（7）効果測定、改善

- ・本業務により配信する広告の運用状況及びそれに基づく分析結果（インプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）について、広告の配信完了後、報告書としてとりまとめを行い、県に報告すること。
- ・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは、県が受託者に再提出を指示する。

5 成果物及び提出物

(1) 広告クリエイティブ

- ・本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により作成し、富山県に提出した納品物の所有権及び著作権は富山県に帰属するものとし、富山県において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

(2) 報告書

- ・広告配信の完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。
 - (ア) 本業務にかかる効果検証分析レポート
 - (イ) 本業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆

6 その他業務実施上の条件

- (1) 別紙「デジタルマーケティング留意事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。
- (5) 企画提案書には、業務実施体制及び業務実施スケジュールを明記すること。
- (6) 業務の主要な部分を再委託する場合、当該再委託先の会社概要及び業務実績等も併せて記載すること。

(別紙)

デジタルマーケティング留意事項

1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本業務用に導入した本業務用 Google Analytics 上で、本施策における目標設定を行うこと。また、最終レポートにてその結果について、要因・改善策を必ず記載すること。
- (2) 各種アカウント作成時には、内容について富山県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を富山県に譲渡すること。

2 富山県 Google タグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 当事業に関連するウェブサイトにて、各種計測タグ、リターゲティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、富山県が別途指定する「富山県 Google タグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「富山県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を富山県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について富山県の承認を得ること。また、「富山県 Google タグマネージャー」の設定については事業完了後に一切の権利を富山県に譲渡すること。

3 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、富山県が別途指定するルールに基づいて、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業において、最終成果地点に至るまでの重要な指標を KPI として定め、Google アナリティクス上に目標設定を行いレポート並びに、分析・考察レポートを最終的に提出すること。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に富山県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「富山県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、富山県公式の MCC (マイククライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」 とリンクすること。
- (2) Google が提供する無料調査 (「ブランドリフト効果測定」等) が利用できる場合には、富山県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 SNS 広告を利用する場合

- (1) 富山県公式 SNS のビジネスマネージャーや富山県が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクすること。
- (2) SNS 広告を展開する場合は、富山県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (3) ウェブサイト訪問者に対する SNS のリマーケティングの設定を行うこと。

6 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 富山県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報 (動画視聴者リマーケティングリスト等) を蓄積すること
- (2) YouTube を利用する場合は、作成した動画は富山県が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。なお、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。